

【第一問】－50 点－

問 1（30 点）

損害賠償金の所得税法上の取扱いは、その性質によって異なることとなる。損害賠償金の性質を踏まえて、その課税関係を正しく理解することは、税理士の実務において重要となる。本問は、個人に関わる損害賠償金の課税関係に関する理解、特に事故等により損害を与えた場合及び損害を受けた場合の課税上の取扱いに関する理解を問う問題であり、その主なポイントは以下のとおりである。

個人に関わる損害賠償金の課税関係は、個人が支払うものか、受け取るものか、業務に関連するもので異なる。

突発的な事故により損害を与え、その補償として損害賠償金の支払いを行った場合、その事故が事業所得を生ずべき業務に関連して発生し、かつ、故意又は重大な過失によって損害を与えたものではないとき、その支払った損害賠償金は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができる。

また、突発的な事故により損害が発生し、その補償として損害賠償金の支払いを受けた場合、その補償の内容によって課税関係は異なる。具体的には、逸失利益に対する損害賠償金は、収入金額に代わる性質を有するものであり、事業所得の金額の計算上、収入金額に算入することとなる。

これに対し、心身に加えられた損害に対する損害賠償金のうち損害保険契約に基づく保険金については非課税とされている。

問 2（20 点）

青色申告特別控除は、青色申告の一層の普及・奨励を図り、適正な記帳慣行を確立し申告納税制度の実を上げるとともに事業経営の健全化を推進する観点から設けられたものである。

近年における青色申告特別控除の改正により、その適用要件が複雑化しており、正しくその適用を受けるためには、適用要件を正しく理解し適切な指導をすることが税理士の実務において重要となる。

本問は、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けるための制度の理解を問う問題であり、その主なポイントは以下のとおりである。

65 万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者が正規の簿記（一般的には複式簿記）で記帳し、確定申告書に控除額に関する事項等の記載並びに貸借対照表、損益計算書及び事業所得等の金額の計算に関する明細書の添付があり、確定申告書を確定申告期限内に提出していることに加え、次のいずれかの要件を満たすことが必要となる。

- ・その年分の仕訳帳及び総勘定元帳について、優良な電子帳簿の要件を満たしており、一定の届出書を税務署長に提出していること

又は、

- ・その年分の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までに、電子申告（e-Tax）により行うこと

【第二問】－50 点－

1 本年の基本方針

本年の計算問題は、被相続人における事業所得の清算と相続人における債権債務の引継ぎを題材として、各種所得の計算を満遍なく取り上げることが意識して作問した。所得税法の基本的な論点の中で、被相続人と相続人の間における所得の帰属先及び暦年課税における帰属年の取扱いについての理解を問う内容とした。

(1) 所得の帰属

所得の帰属先は、原則として資産又は業務から生ずる収益を享受する者である。個人が資産の運用又は事業活動を行うにあたって、所得の帰属先が問題になることは多くはない。しかし、相続が発生すると被相続人が所有する資産又は被相続人の営んでいた業務に係る収益費用の帰属先を判定する必要があるが生じる。これらの論点について、次の設問で理解を問うこととした。

- ① 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）の死亡による解約手当金は、被相続人の事業所得の総収入金額に算入する。
- ② 株式に係る配当所得の帰属先は、効力発生日における株主となる。相続前に剰余金の配当に係る効力が生じた場合には、当該配当所得の帰属先は被相続人となる。
- ③ 事業所得における必要経費は、原則として債務確定基準に基づいて判定することになるので、相続発生後に債務の確定する費用については被相続人の必要経費となることはない。しかし、所得税法第 63 条（事業を廃止した場合の必要経費の特例）において、事業廃止後に当該事業に係る費用又は損失で当該事業を廃止しなかったとしたならば必要経費に算入されるべき金額が生じた場合には、その廃止した日の属する年分の必要経費に算入することが認められる。
- ④ 被相続人に係る給与等で、相続発生後に支給期の到来するものは、本来の相続財産として相続税の課税対象となるため、被相続人及び相続人のいずれにおいて所得税の課税対象とはならない。

(2) 暦年課税

所得税の納税義務は、国税通則法第 15 条第 2 項第 1 号の規定に基づき暦年の終了時に成立する。したがって、その年中に権利が確定した収入等から、その年中に債務の確定した費用等を控除して所得を認識し、その年中の所得について暦年終了時に納税義務が成立することになる。過去の課税関係を修正するには修正申告又は更正の請求の手続きを

経る必要がある。これらの論点について、次の設問で理解を問うこととした。

- ① 事業所得に係る金銭債権について、法的整理によって全額回収することができないことが明らかになった場合には、所得税法第 51 条第 2 項（資産損失の必要経費算入）に基づき、その損失の生じた日の属する年分の必要経費に算入することになる。過年において全額回収できないことが明らかになっていたが、必要経費に算入することを失念した場合には、更正の請求の手続きを経て、当該年分の必要経費に算入することになる。
- ② 事業的規模に至らない規模の不動産所得から生じた債権が回収不能になった場合には、回収不能であることが確定した時点の必要経費に算入することはできない。所得税法第 64 条（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）に基づき、当該債権が生じた年分の収入をなかったものとみなす。したがって、更正の請求の手続きを経て、当該年分の総収入金額を減額することになる。

2 個別項目の出題ポイント

上記 1 の基本方針に示した項目の他に、次の個別項目について判断を問うこととした。

- ① 被相続人が所有していた賃貸用固定資産に係る固定資産税の必要経費算入
- ② 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）の非課税
- ③ 不動産の貸付けが事業的規模に至らない場合における資産損失として必要経費に算入することができる限度額の計算
- ④ 相続により取得した非上場株式をその発行会社に譲渡した場合の課税の特例
- ⑤ 被相続人の居住用財産（空き家）を売った場合における相続の時から譲渡の時までの利用制限
- ⑥ 住宅取得等資金の贈与と住宅借入金等特別控除との関係

【所得税法の学習ポイント】

所得税は、個人の獲得した所得に担税力を見出して課税する仕組みであることから、適正に所得金額を計算する必要がある。個人が所得を得る行為は、主たる経済活動のみならず、副業として行うものや偶発的に生じるものもある。個人に帰属する収入等を、その発生源別に所得を区分して、その所得区分の特性に合わせた計算を行う必要がある。したがって、所得税の課税所得を計算するためには、所得の内容に応じて正確に所得区分を判定する能力が求められる。なお、特定の所得については、社会政策等の見地から、所得税が課されないものがあるから、個人の獲得した所得が課税対象か否かを押さえる必要がある。

正確に所得区分を判定するには、まずは各種所得区分の特徴を押さえて、計算構造を正確に理解することがポイントになる。計算構造には、各種所得の特徴が反映されているので、単純に暗記するのではなく、背景にある考え方を意識して理解するようにすべきである。基本的な事項については、計算問題の繰り返しによって習得することもできるが、根拠条文や通達をその都度確認し理論問題と並行して取り組むことで、相乗効果によって効率的な学習が可能となる。基本的な事項を正確に押さえることで、応用的な論点への足掛かりとなる。

所得区分の判断が難しい応用的な論点については、個人が行った取引の性格を客観的に捉えて、各種所得区分に整理することが求められる。まずは通達で列举されている例示を押さえて、国税庁ホームページで紹介されている質疑応答事例や文書回答事例などで考え方を整理すると応用力が付くだろう。